

# 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

〒

住 所

申請者

氏 名

(連絡先)

電 話

別紙のとおり河川法第24条及び26条の許可を申請します。

(工作物の新築、改築、除去)

1 河川の名称

2 目的

3 場所

4 工作物の名称又は種類

5 工作物の構造又は能力

6 工事の実施方法

7 工期

8 占用面積

9 占用期間

許可の日から 年 月 日まで

(添付書類)

位置図・公図の写し・現況平面図・構造図(平面図・縦横断面図)・求積図・  
現況写真、また、その他参考となる図書(あれば)

土地の占用及び工作物設置について（許可）

春土第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けの申請については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条の規定に基づき下記のとおり許可します。

記

- 1 河川の名称
- 2 目 的
- 3 場 所
- 4 工作物の名称  
又は種類
- 5 工作物の構造  
又は能力
- 6 工事の実施方法
- 7 工 期 許可の日から 年 月 日まで
- 8 占用面積又は数量
- 9 占用期間
- 10 占 用 料

占用料は別添『納入通知書』により、お取扱い金融機関等にて納期限内にお支払いください。また、許可期間が次年度以降に及ぶ場合は、各年度当初にその年度分の占用料をお支払いするための『納入通知書』を郵送いたします。

## 11 そ の 他

- 許可条件
1. 占用部分を目的外で使用しないこと。
  2. 河川管理施設を破損し、又は使用不能とした場合は、申請者の責任において原状回復すること。
  3. 河川改修等により支障をきたす場合は、無償で速やかに撤去すること。
  4. 工事を伴う場合は、歩行者等に対し万全な安全対策を行うこと。
  5. 工事については、工事完了届とともに着手前、施工中及び完了後の写真を提供すること。
  6. その他、別添『本件許可に係る条件』の内容を遵守すること。
  7. 使用しない既設排水管については撤去すること。
- 復旧方法 春日井市の指示するところによる。